

障がい者サポートマイスターとは

企業やお店に、マイスターの認定を通して障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある人が暮らしやすい環境づくりや、障がいのある人への支援につなげる取り組みです。



「だれもが主体的に暮らし、共に育ち支えあうまちづくり」

丹波市障がい者 サポート マイスター制度



対象は…

丹波市内において、飲食、物販、医療等不特定多数の人が利用する事業所（個人事業主や、ボランティアグループも含まれます。）

障がい者サポートマイスター宣言事業所の役割

- ◆ 障がいや障がい者について知る。
- ◆ 障がいのある人に声をかけたり、できる範囲の手伝いをする。
- ◆ 障がいのある人のことを考えて、自分たちができそうな工夫をする。
- ◆ 障がい者サポートマイスター制度を知り合いや仲間知ってもらう努力をする。

※障がい者サポートマイスター制度は、丹波市障がい者施策推進協議会就労支援部会の事業です。

障がい者サポートマイスター宣言事業所

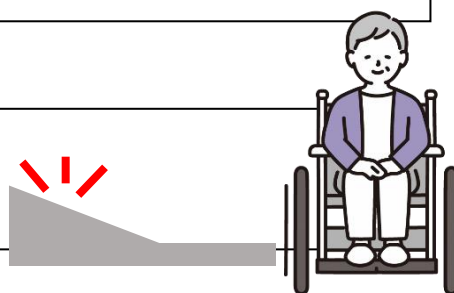


3 つの基本事項を**宣言**します！

- ☒ 障がいを理由として、正当な理由がないのに入店や利用を拒否したり、サービス提供の拒否をしません。
- ☒ 障がいのある人もない人も、分け隔てることなく接します。
- ☒ 障がいのある人に対する心くばりを推進します。



- ☒ 障がいのある人への配慮に取り組みます！



申し込みの流れ

1 **講座**の申込

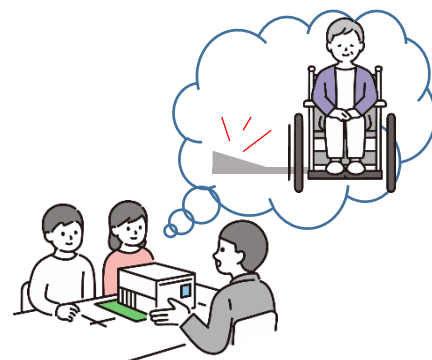
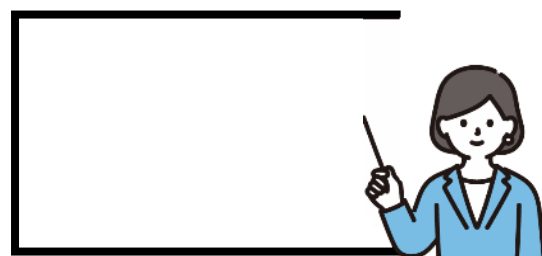
2 講座の**受講**(90分程度)

3 研修を活かして**取組**を考える → 行う

4 障がい者サポートマイスターの宣言事業所の**申込**

5 チェックチームの**審査**

6 障がい者サポートマイスター **認定**



【申込／お問合せ】

〒丹波市氷上町常楽211番地

(丹波市役所本庁第2庁舎)

丹波市役所福祉部障がい福祉課

電話:0795-88-5263

※フォームからの申し込みが難しい場合、お電話ください。